第１号様式（第４条関係）

　余市町長　　様

年　　月　　日

余市町移住支援金交付予備登録申請書

　余市町移住支援金交付要綱に基づく要件を満たす予定であるため、事前に移住支援金の予備申請をいたします。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 西暦　　　　年　　月　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の  人数（１の申請者は含まない） | | | | 人 |
|  | |  | | 本申請予定日 | | 年　　　月　　　　日 | | |
| 移住支援金  の種類 |  | 就業 |  | 起業 |  | テレワーク | |  | |

３　確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| マッチングサイトに掲載されている企業に就業し、移住要件を満たしている |  | Ａ．該当する |  | Ｂ．該当しない |

※　移住支援金の種類のうち、就業を選んだ場合のみ該当する欄に〇を付けてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（北海道及び余市町使用欄） |  |

注意事項

(移住された方へ)

・余市町あてに本書を提出しなかった場合は、移住支援金の事前の手配ができず、申請時に移住支援金を支給できない場合があります。

・また、就業後３か月経過後、起業支援金交付決定後又はテレワーク移住後には、速やかに必ず本申請を行っていただきますよう、お願いいたします。

(企業様へ)

・就業された方が移住支援対象の資格を有した方である場合、本紙をお渡しいただき、余市町あてに届出をするよう申し伝えのほど、お願いいたします。

・移住支援対象となりうる就業者がいらっしゃるにもかかわらず、申し伝えいただかずに就業者が資格を喪失した場合、今後マッチングサイト掲載について見直しとなる可能性があります。

第２号様式（第５条関係）

　余市町長　　様

年　　月　　日

余市町移住支援金交付申請書

余市町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

１　申請者欄

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | 性別 | 生年月日 |
| 氏名 |  |  | 西暦　　　　年　　　月　　　日 |
| 住所 | 〒 | 電話番号 |  |
| メールアドレス |  | | |

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 単身・世帯 |  | 単身 |  | 世帯 | 世帯の場合は同時に移住した家族の  人数（１の申請者は含まない） | | | 人 |
| 移住支援金  の種類 |  | 就業 |  | 起業 |  | テレワーク |  | |

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式第３号「移住支援金の交付申請に関する誓約書」に記載された内容について |  | Ａ．誓約する |  | Ｂ．誓約しない |
| 様式第４号「個人情報の取扱いに関する誓約書」に記載された内容について |  | Ａ．同意する |  | Ｂ．同意しない |
| 申請日から５年以上継続して、余市町に居住し、かつ、就業・起業する意思について |  | Ａ．意思がある |  | Ｂ．意思がない |
| (就業の場合のみ記載）  就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係 |  | Ａ．３親等以内の親族に該当しない |  | Ｂ．３親等以内の親族に該当する |

４　転出元の住所

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 | 〒 |

５　（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

　※　直近１年以上かつ通算５年以上の在勤履歴を記載

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 期間 | 就業先 | 就業地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード（北海道及び余市町使用欄） |  |

第３号様式（第５条関係）

余市町長　　様

移住支援金の交付申請に関する誓約書

１　北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業に関する報告及び立入調査について、北海道及び余市町から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、余市町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）上記１に定める報告又は立入調査に応じない場合：全額

（３）移住支援金の申請日から３年未満に余市町以外の市区町村に転出した場合：全額

（４）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（５）起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（６）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に余市町以外の市区町村に転出した場合：半額

３　住所・連絡先に変更があった場合、変更内容について余市町に提出することに同意します。

上記内容につき、確認・同意いたします。

記入日　　　　　　年　　　　　月　　　　　日

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

第４号様式（第５条関係）

余市町長　　様

個人情報の取扱いに関する誓約書

　北海道及び余市町は、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業の実施に際して得た個人情報について、北海道及び余市町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、北海道及び余市町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記内容につき、確認・同意いたします。

記入日　　　　　　年　　　　　月　　　　　日

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

第５－1号様式（第５条関係）

年　 　月　　 日

　余市町長　　様

所在地

事業者名

　代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者名 |  |
| 勤務者住所 |  |
| 勤務先所在地 |  |
| 勤務先電話番号 |  |
| 就業年月日 |  |
| 応募受付年月日 |  |
| 雇用形態 | 週20時間以上の無期雇用 |
| 勤務者と代表者又は取締役などの  経営を担う者との関係  ※マッチングサイト掲載求人の場合 | ３親等以内の親族に該当しない |
| ※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ | 目標達成後に離職することが前提ではない |
| □プロフェッショナル人材事業　　　□先導的人材マッチング事業 |

北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び余市町の求めに応じて、北海道及び余市町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第５－２号様式（第５条関係）

年　　 月　　 日

　余市町長　　様

所在地

事業者名

　代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 勤務者名 |  |
| 勤務者住所  （移住前） |  |
| 勤務者住所  （移住後） |  |
| 勤務先部署の  所在地 |  |
| 勤務先電話番号 |  |
| 移住の意思 | 所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない |
| テレワーク交付金 | 勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない |

北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、北海道及び余市町の求めに応じて、北海道及び余市町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第６号様式（第６条関係）

余経商号

　　年　　月　　日

　　　様

　余市町長

余市町移住支援金交付決定通知書

余市町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　　金　　　　　　　　　　　円

（備考）

１　余市町は、余市町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

　・報告又は立入調査に応じない場合：全額

・申請日から３年未満に余市町以外の市区町村に転出した場合：全額

・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

　・申請日から３年以上５年以内に余市町以外の市区町村に転出した場合：半額

２　余市町は、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領及び余市町移住支援金交付要綱の規定に基づき、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

　・この通知書はフラット35地域活性化（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

　・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |

第７号様式（第８条関係）

余市町移住支援金交付決定通知書再交付申請書

年　　月　　日

　余市町長　　様

住所

氏名　　　　　　　　　　　　印

下記の理由により余市町移住支援金の交付決定通知書を再交付願いたく申請します。

記

１　事由

　□　毀損(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

　□　紛失(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

　□　記載事項の変更(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

□　その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　)

第８号様式（第９条関係）

余経商号

　　年　　月　　日

　様

　余市町長

余市町移住支援金交付決定通知書（再交付）

余市町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり移住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

移住支援金　　金　　　　　　　　　円

（備考）

１　余市町は、余市町移住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

　・報告又は立入調査に応じない場合：全額

・申請日から３年未満に余市町以外の市区町村に転出した場合：全額

・申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

　・申請日から３年以上５年以内に余市町以外の市区町村に転出した場合：半額

２　余市町は、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領及び余市町移住支援金交付要綱の規定に基づき、北海道ＵＩＪターン新規就業支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考１に定める返還請求を行う場合があります。

３　フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

　・この通知書はフラット35地域活性化（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。

　・移住支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から５年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

４　株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

　・この通知書は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 管理コード |  |

　・移住支援金の返還を請求された場合は、日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。